

〔平成18年6月14日
制 定〕

1. 科学研究は、人類の福祉と社会の発展のために欠かすことができない活動である。科学研究の成果は、公開されることによって専門家を中心とする厳密な批判と評価に付され、そのことによって人類共有の知の資産となり、活かされてゆく。科学研究者は、科学の諸領域を開拓する活動に参加することによって、人類の福祉と未来をかちとってゆく営みに貢献している。愛媛大学における科学研究者は、自らに付託されたこの重大な使命を強く自覚し、とりわけ地域・環境・生命をはじめとする多様な分野での科学研究を力強く推進するものである。
2. 科学研究の最も重要な点は、独創性のみならず、そこで得られた知見が、再現可能性ないし検証可能性を有することである。既知の成果をもとにした仮説や予想の提起は、研究のひとつの過程として尊重されるべきものであるが、科学研究の個別の成果は、原則として他の独立した研究により再び試され、確認され、さらに高い段階における展開の基礎となりうるものでなければならない。そのため研究者には、倫理性とともに、その研究成果に対して、透明性の確保と説明責任が課せられる。こうした試練に耐えた成果こそが、知の資産として人類社会に貢献するものであり、そのことをとりわけ科学者自身が銘記すると共に、また、自らの営為に誇りを持たなければならない。
3. 科学研究を行うにあたっては、データの捏造、改ざん、盗用など、研究者としての倫理に反する行為を行ってはならないことは当然である。また、研究成果の客観性、実証性、検証可能性について、その研究にかかわった者は、研究実施者、共同研究者、研究責任者のいかなる者かを問わず、広く社会や科学者のコミュニティに対して、説明責任を果たさなければならない立場にある。
4. 科学は、科学者個人の自由な発想や知的好奇心や探求心に支えられて発展を遂げてゆくものである。しかし、その研究が組織化され、体系化され、大規模化すればするほど、複雑な社会的組織や研究機関の基盤を前提とするものとなり、物質的には多かれ少なかれ公的な資金に依拠するものとなる。それゆえ、研究を実施する上で、これらの組織や機構のルールが遵守され、公正な研究資金の執行がなしとげられなければならない。
5. 科学研究は、いかなる時代においても人類の福祉と文化の向上を目的とするものであり、愛媛大学においては軍事的な利用目的での研究や技術開発は行わない。一方で、最先端の研究においては研究者が意図しない軍事転用可能な成果が生まれる場合がある。これらを生む可能性のあるプロジェクトや個人の研究については、研究者各々がその可能性を十分に認識して研究に従事しなければならない。

愛媛大学における科学研究者は、自らに課せられた責任を果たし、科学研究の自由を守り、創造性豊かな研究の更なる発展を期するものである。

附 則

この行動規範は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この行動規範は、平成29年9月13日から施行する。